奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地地域連絡会議 平成 30 年度第 3 回沖縄島北部部会 議事概要

■日 時: 平成 30 年 12 月 19 日 (水) 14:05~16:05

■場 所:大宜味村農村環境改善センター

■出席者(敬称略):

区分	所属	役職	氏名
管理機関	那覇自然環境事務所	国立公園企画官	速水 香奈
		野生生物企画官	岩浅 有記
		上席自然保護官	小野 宏治
		自然保護官	池田 千紘
	沖縄森林管理署	森林技術指導官	曲瀬川 淳一
		首席森林官	中村 勇次郎
	国頭村世界自然遺産推進室	室長	田邊 依里子
		係長	神里 一教
		主事	仲本 いつ美
	東村企画観光課	係長	池原 善史
	沖縄県自然保護課	室長	小渡 悟
		主任	志賀 俊介
	沖縄県森林管理課	森林企画班長	近藤 博夫
		森林保全班長	宇地原 健志
		主任	宮城 悠
		技師	金城 智之
	沖縄県観光振興課	主事	吉里 大地
地元関係 団体	国頭村森林組合	組合長	大城 盛雄
	J Aおきなわ国頭支店	支店長	大城 健治
	国頭村森林ツーリズムWG	代表	山川 雄二
	JAおきなわ東支店	支店長	松田 毅
	NPO法人 東村観光推進協議会	事務局	吉武 くらら
	NPO法人 どうぶつたちの病院 沖縄	副理事長	金城 道男
	琉球大学農学部与那フィールド	助教	髙嶋 敦史
運営事務 (受託者)	株式会社プレック研究所	統括部長	松井 孝子
		所長代理	多賀谷 仁
		主査	東 広之
傍聴•報道	1人		

■議事

- 1. IUCN評価書への対応について
- 2. 包括的管理計画及び地域別の行動計画の見直し・更新について
- 3. 地域別の行動計画の管理成果の評価について
- 4. 持続的観光マスタープラン策定作業部会について
- 5. その他

■資 料

- 資料1-1 世界遺産登録に向けたスケジュール
- 資料1-2 推薦書の概要
- 資料1-3 推薦書(案)抜粋
- 資料1-4 沖縄島北部部会における構成要素の調整状況について
- 資料2-1 包括的管理計画の修正方針
- 資料2-2 包括的管理計画(改定案)
- 資料2-3 沖縄島北部行動計画の見直し・更新(案)
- 資料 3 行動計画による管理成果の評価方法及び作業スケジュール(案)について
- 資料4 持続的観光マスタープラン策定作業部会設置要綱(案)
- 参考資料1 事業の評価指標及びモニタリングデータのとりまとめ結果
- 参考資料2 沖縄WGでの指摘事項と対応方針について

■報告事項

○特定外来生物ツルヒヨドリの除去作業を進めている。11月23日に地域の方々、民間企業、関係機関などと協力し、大宜味村田嘉里川周辺で大規模な除草活動を行い、200袋以上のツルヒヨドリの駆除を行った。今後も引き続き、ツルヒヨドリの駆除をはじめ、地域と協働した自然環境保全に取り組んでいく。(沖縄県自然保護課 小渡)

■議事概要

議題 1. IUCN 評価書への対応について

- 〇IUCN 評価書への対応について、環境省より資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3、資料 1-4 に基づき説明が行われた。
- ○質問や意見は特に出されなかった。

議題2. 包括的管理計画及び地域別の行動計画の見直し・更新について

- ○包括的管理計画の改定について、環境省より資料2-1、資料2-2に基づき説明が行われた。
- ○質疑応答の概要は以下の通り。
- ・持続的観光マスタープラン策定時の考え方について伺いたい。資料 1-4 に示されたように推薦地から除外された結果として周辺管理地域になったところと、元々周辺管理地域だった場所がある。マスタープランにおいては、両者を同じように扱うこととなるか。
- →持続的観光マスタープランは、推薦地から除外された辺戸岳周辺や元々の周辺管理地域も対象に含まれる。周遊観光の動線を考えたり、周遊観光客を森林ガイドツアーへ計画的に誘導することなどを考えている。
- →資料に示されているのは周辺管理地域の一般的な考え方である。例えば辺戸岳やネクマチジ岳のように、希少な野生動植物がいる場合には、周辺管理地域であったとしても希少種に配慮した記載となるだろう。推薦地から周辺管理地域に変更されたとしても、辺戸岳などは特別保護地区や第1種特別地域に指定されており、その希少性や重要性も変わらない。
- ・推薦地や緩衝地帯の区域について、大国林道はどちらに含まれるか。また、例えば比地から大国林道 にあがる場所には柑橘畑や民家があるが、そのあたりの位置づけも教えてほしい。加えて、希少種の

密猟・盗採対策としてパトロールが実施されているが、例えば国道 58 号線から比地の林道に上がる 入り口付近で車両をチェックするなど、入り口段階で防ぐ方法もあり得るのではないか。パトロール だけでは限度があると思われるため、入り口で検問することが有効であろう。林業従事者や農業従事 者は環境にも配慮していると思うので、問題となるのは外部から訪れる車両である。

- →大国林道には、推薦地も緩衝地帯もどちらもある。
- →基本的には、民家や畑があるところは、推薦地となる特別保護地区や第1種特別地域には含まれない。 畑は、農業が可能な規制基準になるよう調整されている。
- →入り口でのチェックは現時点では検討していなかったが、貴重なご意見である。今後、警察と連携したパトロールなどの機会に実施可能性があると考えられるため、検討していきたい。
- →国頭村では、村営林道の夜間通行規制を実施している。農業者などの地域住民以外は、届出をきちんと提出しないと夜間の通行ができないという仕組みである。環境省で実施しているパトロールにおいても、車両に遭遇した際にはその届出が出されているか確認をしている。入り口での確認を強化するなど、工夫は様々考えられるため、より効果的に実施できるよう検討する。
- ○沖縄島北部行動計画の見直し・更新について、事務局より資料2-3に基づき説明が行われた。
- ○質疑応答の概要は以下の通り。
- ・森林ツーリズムについて、様々な困難や課題が明確化してきた。例えば、ガイドや事務局でモニタリングを進めてきたが、遺産価値の保全に係るような科学的モニタリングは素人にはなかなか難しい。また、その結果を第三者的に評価する委員会の構築及び維持も、予算の関係上、難しい状況にある。加えて、様々な地権者がいるフィールド、例えば与那覇岳などのフィールドでは、フィールド管理が難しい部分もある。また、実際にはやんばる野生生物保護センターも一緒に本事業を進めているため、環境省も実施主体に加わっていただきたい。上記のような現状を踏まえ、行動計画の記載内容を修正したいと考えている。
- →行動計画は、必要に応じて、毎年修正・見直しを行うものである。現在進めている推薦書提出までに 修正が間に合わなくても、来年以降、必要に応じて記載内容の修正は可能である。今回示した行動計 画が完成版というわけではなく、登録後においても世界自然遺産の価値を維持するために必要な取組 を追加・修正していくものである。
- →実質的に一緒に進めているため、森林ツーリズムの事業項目の実施主体に環境省を追記することは問題ない。また、ICUN の現地視察の際には、現状も含めて、丁寧に説明することが望ましいだろう。
- ・密猟・盗採について、実態を伺いたい。パトロールなどが進められているものの、検挙があったという話は聞いたことがない。また、やんばるの生物多様性においては、普通種と呼ばれる種も重要であり、やんばるの生態系の構成種は実は一つも採取してはいけないと考える。普通種の採取行為に罰則を設けることは大変かもしれないが、本当は県や市町村の条例などを制定した方がよい。もし罰則を設けることが難しいのであれば、植物や昆虫の採取について、届出制にすることはできないだろうか。届出のない場合には指導するという方法で、採取の抑止になると望ましい。このように、普通種も保全できるような仕組みも考える必要がある。
- →生物多様性の保全を考えると、希少種だけではなく全体のバランスが重要と認識している。現在進めていることとして、まず、種の保存法により、国内希少野生動植物種は採取等が規制されている。続いて、国内希少野生動植物種以外の生き物の採取は、一番規制が強い特別保護地区では、種に関わらず規制されている。一方、現在、特別地域については規制がない状態であるため、貴重な植物種のリ

ストアップを行い国立公園の特別地域で採取を制限する種の整理を進めているところである。

- ・ネコの問題はとても難しい問題である。野生動物のノネコとしての扱いと愛玩動物の猫としての扱い という二面性があり、線引きが極めて難しい。世界自然遺産の外来種対策として、沖縄でもネコの管理計画を策定してほしい。ノネコ、ノラネコ、飼い猫と分けて議論をするのではなく、全体的なネコの管理計画を策定してほしい。
- →現在のところ、県としてはネコの管理計画に関する検討は行われていない状態である。まずは、この 問題について関係機関が集まって情報共有を行い、意見交換をはじめようと動いているところであり、 その中で議論してみたい。
- →徳之島でもネコの管理計画は未だ策定されていない状態である。先日、徳之島に行き、関係行政機関、 有識者と議論してきた。徳之島では、環境省や鹿児島県がトップダウン的に作成するのではなく、地 域の方々が問題を共有する中で、どのような方向性にするか熟議することが望ましいと考えている。 やんばる地域についても、まずは関係者が集まって議論をしていきたい
- ・包括的管理計画に即して行動計画があると認識している。今回追加された「北部訓練場の自然環境保 全に関する米軍との協力」について、行動計画に反映するのか否か教えていただきたい。
- →ご指摘の箇所については、やんばる地域にのみ係る内容であり、また、記載内容としては包括的管理 計画の記載が全てで、さらに日本と米国の調整もあるので、行動計画に含めない方針とした。もし進 捗等があれば地域部会において報告していく。
- ・包括的管理計画と沖縄島北部行動計画の用語等に不整合があるため、整合を図る必要がある。例えば 包括的管理計画の37ページ「(4)適正利用の推進」は、沖縄島北部行動計画5)4「フィールドの 適切な利用コントロールの実施及び利用ルールの設定・遵守」に対応すると思うが、文言が異なって いる。また、同箇所で「推薦地及び緩衝地帯における適正利用の推進」と記載されているが、行動計 画の該当箇所では周辺管理地域にも「●」が付けられている。個人的な見解では、包括的管理計画の 中でも周辺管理地域も含めたルール作りとした方が望ましい。
- →ご指摘の箇所について、文言の不整合がある。推薦書提出まで、あるいは、今後必要に応じて見直し をする段階で整合を図っていきたい。
- →包括的管理計画(37 ページ)の記載は、推薦地と緩衝地帯における適正利用の推進という記載ではあるものの、周辺管理地域の利用ルールの設定を行うことも特に問題ない。誤解が生じるのであれば、 文言の調整を行う。
- ・行動計画で追加された「周辺管理地域を含め」という記載について、対象範囲の周辺管理地域に「●」 がついているので、あえて追記する必要はないと考える。
- →沖縄 WG において横田委員から指摘があったため追記した。委員のご指摘は「遺産地間を繋ぐ希少種に対するコリドー機能の強化」という事業項目について、辺戸岳周辺は脊梁山地と異なる環境であり、希少種や固有種の保全が必要であるため、辺戸岳周辺を推薦地から除く場合でも事業内容を変更して残した方がよいとの指摘であった。この指摘に対して、他の事業項目において希少種の保全や外来種の駆除をしっかりと実施するということを示すために「周辺管理地域を含め」と追記した。
- →横田先生のご指摘を踏まえるのは大切であるが、「周辺管理地域を含め」と書くのは具体性に欠ける。 むしろ、希少種の生息・生育地において辺戸岳やネクマチジ岳についても保全を進めると具体的に記載した方が誤解はないと考える。
- →横田先生のご了解を得られるのであれば、必ずしも本文に「周辺管理地域を含め」と記載しなければ ならないとは考えていない。

→今後調整を行う。

議題3.地域別の行動計画の管理成果の評価について

- ○地域別の行動計画の管理成果の評価について、事務局より資料3に基づき説明が行われた。
- ○質問や意見は特に出されなかった。

議題4. 持続的観光マスタープラン策定作業部会について

- ○持続的観光マスタープラン策定作業部会について、事務局より資料4に基づき説明が行われた。
- ○質疑応答の概要は以下の通り。
- ・作業部会について、今後の予定を共有頂きたい。また、森林ツーリズム関係と想像するが、森林管理 課がどのような役割を果たすことが期待されているか、教えてほしい。
- →来年、1月9日10時から第1回の作業部会を東村役場にて開催する予定である。森林ツーリズムについても様々ご意見をいただきたいが、林業や林産物を活用した地域の振興及び林業に係る歴史的資源を活用した利用動線等についても、ご意見をいただきたい。
- ・西表島の作業部会では西表自然保護官事務所がメンバーになっていたが、やんばるでは那覇自然環境 事務所がメンバーになっている。その理由が特に無いようであれば所内で調整したい。
- →不統一の理由を確認する。
- ○沖縄島北部における持続的観光マスタープラン策定作業部会の設置要綱(案)(資料4)が承認され、『奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地「沖縄島北部における持続的観光マスタープラン策定作業部会」』が平成30年12月19日付けで正式に設置された。
- →作業部会において、持続的観光マスタープランの素案を作成していく。

議題5. その他

○全体に関する質問や意見は特に出されなかった。

以上